

## 5 自動車使用管理計画について

対策地域内の一定規模以上の事業者は、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置の実施に関する自動車使用管理計画を作成し、知事（運送事業者にあつては国土交通省中部運輸局）に提出する義務があります。（平成14年5月1日施行）

また、毎年、排出の抑制のために必要な措置の実施状況について、毎年6月末日までに知事（運送事業者にあつては国土交通省中部運輸局）に報告しなければなりません。

### （1）対象となる事業者は、

三重県内の対策地域（四日市市、桑名市、鈴鹿市、長島町、木曾岬町、楠町、朝日町及び川越町）内に使用の本拠の位置を有する対象自動車（特定自動車）を合計30台以上使用する事業者（特定事業者）です。

# 対象自動車とは、普通貨物自動車、小型貨物自動車、大型バス、マイクロバス、特種自動車及び乗用車（ガソリン乗用車も含む）です。

### （2）計画書に何を書くのですか。

事業所管する大臣が定めた「事業者の判断の基準となるべき事項」（注）において定められた窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置であつて、特定自動車に係わるものの実施に関する計画を記載します。

主な記載事項

- ・事業の概要
- ・事業場別の特定自動車の状況（車種別台数等）
- ・特定自動車に係る自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の排出量
- ・上記に掲げる排出量の将来の目標量
- ・特定自動車の低公害車等への代替に関する計画
- ・特定自動車に対する排出ガス低減装置の装着に関する計画
- ・特定自動車に係る適正運転の実施等に関する計画
- ・特定自動車の走行量の削減のための措置に関する計画

### （3）いつまでに提出するのですか。

特定事業者に該当することになった日から3ヶ月以内に提出をお願いします。

ただし、平成14年6月30日までに特定事業者に該当することになった事業者については、平成14年9月30日までに提出をお願いします。

(注)「事業者の判断の基準となるべき事項」の中で記載された排出量の抑制策の例

(1) 車両1台当たりの排出量の削減

- 自動車排出窒素酸化物等の排出量がより少ない車両への転換
- 低公害車の積極的導入
- 適正運転の実施及び車両の維持管理等

(2) 車両走行量の削減

① 車両の有効利用の促進

- 共同輸配送の促進や帰り荷の確保
- ジャスト・イン・タイムサービスの改善や受注時間と配送時間のルール化
- 検品の簡略化や商品の標準化等
- 道路混雑時の輸配送の見直し等

② モーダルシフトの推進

③ 公共交通機関の利用の促進

④ 情報化の推進

⑤ 物流施設の高度化、物流拠点の整備等

(3) その他

知事(運送事業者にあつては、国土交通省中部運輸局)は、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制が著しく不十分であると認めるときは、事業者に対して、根拠を示して、勧告、命令、報告及び立入検査を実施することがあります。